

消費税法改正に伴う電気料金のご請求金額の変更および約款改定について

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。さて消費税法および地方税法の一部改正に伴い、令和元年 10 月 1 日より消費税率が 8%から 10%に引き上げられることとなりました。

これに伴い、弊社の電気料金のご請求金額につきましても、弊社電力売買約款に定める「消費税および地方消費税の税率変更の際の措置」に基づき、下記のとおり消費税法改正を反映させていただきます。

なお、令和元年 10 月 1 日以降の電力の供給条件は本状態で通知する変更内容に基づくものとし、個別に新単価通知や覚書の取り交わしは行いません。

記

1. 消費税率改定に伴う料金単価の変更

消費税率改定に伴い、令和元年 11 月 1 日以降検針分(11 月 1 日 0 時検針分含む)より、以下のとおり料金単価を変更します。

変更対象の料金単価	変更後の料金単価
常時供給電力、予備電力、自家発補給電力等の契約書に記載の基本料金単価、電力料金単価等の契約書等に記載の全料金単価(※1)	左記料金単価×110÷108 (小数点以下第 3 位を四捨五入)

※1 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価については資源エネルギー庁が定めるものとします。

<参考>国税庁の定める令和元年 10 月 1 日以降適用する消費税率等に関する経過措置について

令和元年 9 月 30 日以前から継続して供給される電気、ガス、水道等の料金で令和元年 10 月 1 日から令和元年 10 月 31 日までに検針等により確定する料金につきましては、旧税率(8%)が適用されます。

2. 電力売買約款の変更

消費税率改定に伴い、令和元年 10 月 1 日より、電力売買約款を以下のとおり変更いたします。

【対象となる約款】

- ・電力売買約款(東京エリア用)・電力売買約款(東京エリア業務用低圧)
- ・電力売買約款(中部エリア用)・電力売買約款(中部エリア業務用低圧)
- ・電力売買約款(関西エリア用)・電力売買約款(関西エリア業務用低圧)
- ・電力売買約款(中国エリア用)・電力売買約款(中国エリア業務用低圧)

【変更内容】

- ・消費税率改定に伴い、各約款に掲載されている「燃料費調整単価算出係数等」の基準単価(1キロワット時につき)を、消費税率 8%から 10%の単価へ見直す等旧一般電気事業者と同等の条件にします。
- ・低圧分野において、解約にかかる手続きを簡略化します。
- ・太陽光発電促進賦課金に関する記述を削除します。(東京エリアおよび中部エリア)
- ・その他軽微な変更。

改定後約款は以下のページよりご確認ください。

<https://www.kscpps.jp/provision/>

以上

本件に関するお問い合わせ先
川重商事株式会社
電力・システム部 電力販売課
東京 03-6744-1003
神戸 078-333-4325